



海部東部消防からの お知らせ



不適切な点検業者 にご注意を！

消火器の点検
にきました。

簡単な点検だから
先にこの契約書へ
サインしてください。

本社から点検
依頼がありました。

消火器が古いので
すぐ取り替えます。



現在、愛知県下（愛西市、一宮市、大府市等）で不適正な点検や高額請求の被害が多発しています。不適切な点検業者に注意してください！

契約会社でない場合は、はっきりと点検
を断り、絶対に契約書にサインはしないで
ください！





実際にあった被害事例

事例 1

(平成27年6月23日 大府市)

男性2名が会社に自動火災報知設備の点検に来て、事務所を通さず現場の従業員に簡単な点検だからと契約書にサインさせ点検をはじめた。

その後、事務員が点検を依頼していない業者だと気づき、点検を中止するよう指示したが聞き入れずに点検を継続し支払請求された。

事例 2

(平成26年7月17日 知立市)

点検業者を名乗る3名が突然訪問し、工場の従業員に対して消防用設備等点検報告の必要性を説明した。業者の説明に納得した従業員は点検を行うことに承諾し契約書にサインした。後日、代金を請求されたが金額と作業内容について納得ができなかったが点検業者の高圧的な態度に圧倒され、請求された代金を支払った。

事例 3

(平成26年6月24日 一宮市)

点検業者を名乗る2名が突然会社を訪れ「消火器の点検に来ました。」と言った。業者は消火器の点検をするので契約書にサインをするよう求めてきたため、社員がサインをしたところ消火器9本を持ち去った。

不審に思った社員が業者へ連絡したところ「キャンセルはできない。」と言われ代金を請求される。金額を不当に思い、後日会社側から「持ち帰った9本の消火器は返してもらわなくても良いので、お金は支払えない」と伝えたところ、一方的に電話を切られた。

◎最近の不適切業者の特徴

- ・ 消防法に基づく点検義務等を熟知している。
- ・ 消防用設備点検資格者等の資格を取得している。
- ・ 以前ほど、法外な金額を請求してこない。



※この場合ですと、法律的には問題なく「点検料金が他社より高いだけの業者」としか見なされません。注意してください！

押しかけ業者には対応しないこと！



※その他、ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

海部東部消防本部 予防課 Tel: 052-442-1513